

ひとり親家庭のみなさんへ

児童扶養手当支給のお知らせ

児童扶養手当制度とは、父または母がいない児童が養育されている家庭等を対象とし、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

※ただし所得制限があります。

■対象児童

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が一定の障害状態にある児童
- ・ 父または母の生死が不明な児童
- ・ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 父母が婚姻しないで生まれた児童
- ・ 父または母が保護命令を受けた児童

※児童福祉施設・里親に委託されている場合、父または母の配偶者（内縁関係も含む）に養育されている場合等は対象になりません。

■支給月

- ・ 8月（4月～7月分）
- ・ 12月（8月～11月分）
- ・ 4月（12月～3月分）

母子・父子・寡婦家庭のみなさん お子さんの入進学のお資金計画はお済みですか？

大学や高校の入・進学時には、なにかとお金がかかるものです。県では、母子・父子・寡婦家庭のお子さんの入・進学に必要な資金計画についてご相談に応じています。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付限度額の例

- 公立高校・自宅通学の場合
- 修学資金 月額 27,000 円
- ※みどり奨学会、日本学生支援機構の奨学金との併用はできません。
- 就学支度資金 15 万円
- 問い合わせ
山梨県中北保健福祉事務所
福祉課 児童家庭担当
☎ 055 - 237 - 1381

	全部支給（月額）	一部支給（月額）
第1子	42,290 円	42,280 円～ 9,980 円
第2子	9,990 円	9,980 円～ 5,000 円
第3子以降	5,990 円	5,980 円～ 3,000 円

※手当の支給開始は申請書を提出した月の翌月分からです。

■支給額
毎年の消費物価指数の変動に応じて手当額が改定されるため、4月分から上表のとおりになりました。

■現況届
認定を受けている方（支給停止中の方）は、毎年8月に現況届を提出する必要があります。対象の方には市から届出用紙を送付します。

住宅改修などで税金が安くなる！

住宅に係る固定資産税を減額

住宅の耐震化やバリアフリー、省エネ改修をした場合、規定の要件を満たすと建物にかかる固定資産税が減額になります。（※申請は原則として工事終了後3か月以内）

耐震改修

工事完了の翌年度のみ、床

で、指定期日までに提出してください。提出がない場合は8月分以降の手当が支給されなくなります。

■問い合わせ

福祉課子育て支援担当
(内線175・179)

面積120㎡分を限度に固定資産税の1/2を軽減。

☆対象住宅

昭和57年1月1日以前に建築された住宅
※併用住宅については、住宅部分が1/2以上

☆対象工事

建築基準法の耐震基準に適合する工事費用50万円を超える改修工事

☆申請書類

地方公共団体や建築士が発行した証明書と改修費用が確認できる書類

バリアフリー改修

工事完了の翌年度のみ、床面積100㎡分を限度に固定資産税の1/3を減額。

☆対象住宅

65歳以上か障がいのある人、介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人が住んでいる

平成19年1月1日以前に建築された住宅
※併用住宅については住宅部分1/2以上

自己負担額50万円を超える

☆対象工事

自己負担額50万円を超える

バリアフリー改修工事（補助金を受けている場合は差し引いて自己負担額が50万円を超えていること）

☆申請書類

工事前後の写真、工事明細や費用の確認できるもの

省エネ改修

工事完了の翌年度のみ、床面積120㎡分を限度に固定資産税の1/3を減額。

☆対象住宅

平成20年1月1日以前に建築された住宅
※併用住宅については、住宅部分が1/2以上

☆対象工事

工事費用50万円を超える窓の改修（必須）や断熱改修など省エネ基準適合の熱損失防止改修工事

☆申請書類

工事前後の写真、工事明細や費用の確認できるもの（建築士または、登録住宅性能評価機関による証明書添付）

■問い合わせ

福祉課 固定資産税担当
(内線156～158)